

重要事項説明書

令和6年4月1日

あなたに対する居宅介護支援（居宅サービス計画作成）サービスを始めるにあたって、当事業所が説明すべき内容は次のとおりです。

1 法人の概要

法人名称	株式会社 くるる
法人種別	株式会社
代表者の役職及び氏名	代表取締役 三浦 加代子
郵便番号	671-2201
所在地	兵庫県姫路市書写 2604 番地 15
TEL 079-267-7503	FAX 079-227-4621
メールアドレス	1038kururu@nike.eonet.ne.jp
ホームページ	https://www.kururu-ds.com
主たる事業内容	居宅介護支援
開設日	平成 22 年 3 月

2、事業所の概要

事業所名	ル・プラン くるる
介護保険指定事業所番号	2874005305
開設日	平成 22 年 5 月 1 日
郵便番号	671-2201
所在地	兵庫県姫路市書写 2604 番地 15
TEL 079-267-7503	FAX 079-227-4621
メールアドレス	1038kururu@nike.eonet.ne.jp
管理者（介護支援専門員）	三浦 加代子
実施地域	姫路市（曾左小学校区）

3、事業の目的と運営方針

事業の目的	あなたが可能な限り、家庭において、あなたの能力に応じて自立した日常生活を営む事ができるように援助します。
運営方針	<p>① あなた的心身の状態や環境に応じて、あなたが選んだ適切な居宅サービスについて複数の事業所を紹介し、総合的で、効率的に受けられるよう支援します。</p> <p>② あなたの意思を尊重し、特定の業者やサービスに偏ることのないよう公正中立に事業を実施します。</p> <p>③ 関係市町、医療機関、その他の居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携に努めます。</p> <p>④ あなたの利益になるサービスの質を高めるために、従業者の教育研修を重視し、又最新の情報の収集に努めます。</p>

4、従業員

職種	常勤	非常勤	計
管理者（介護支援専門員）	1名		1名
備考	必要に応じて職種又は員数の変更があります。		

5、サービス提供の流れと内容

- ① 申込受付/重要事項説明書及び契約書の締結/（契約開始）
- ② 家庭訪問/介護支援専門員が生活の困りごとを聞きとる/（課題分析）
- ③ 計画原案作成/「居宅サービス計画」作成。必要であれば見積もりは可能
- ④ 同意/「居宅サービス計画」に対する説明と利用者の同意（保険者への提出）
- ⑤ 連絡調整/「居宅サービス計画」上のサービス事業者へのマネジメント（必要時はサービス担当者会議開催）
- ⑥ サービス提供開始
- ⑦ 給付管理/毎月毎の予定と実績を管理（国保連合会へ毎月給付管理票提出）
- ⑧ 経過観察/利用者の現状を把握して、必要なら計画の変更を行う
- ⑨ 要介護申請等の代行

6、利用料金

保険適用	要介護度	1ヶ月につき（標準）	備考
自己負担金なし	要介護 1、要介護 2	11,088 円	
	要介護 3、要介護 4、要介護 5	14,406 円	
	初回加算（I）	3,063 円	初回時
	入院時情報連携加算（I）	2,042 円	入院時

	入院時情報連携加算（Ⅱ）			1,021 円	入院時
	退院・退所加算				
I イ	カンファレンス 参加	無	4,594 円	1回	
I ロ	カンファレンス 参加	有	6,126 円	1回	
II イ	カンファレンス 参加	無	6,126 円	2回	
II ロ	カンファレンス 1回以上参加	有	7,657 円	2回	
III	カンファレンス 1回以上参加	有	9,189 円	3回	
	ターミナルケアマネジメント 加算			4,084 円	
	緊急時等居宅 カンファレンス加算			2,042 円	月2回まで
	通院時情報連携加算			510 円	
自己負担あり	交通費	公共交通機関を使用			実費
		自家用車(通常の事業実施地域を越えた地点)			20 円/km

7、サービス実施の概要

営業日	日曜日・月曜日・水曜日・金曜日 但し休業日を除きます。 ※諸般の事情により変更する場合があります。
営業時間	8:30～17:30
※緊急時	対応いたします。
休業日	火曜日、木曜日、土曜日、国民の祝日及び8/14、15、12/30～1/4
介護支援専門員の家庭訪問頻度	原則、月1回とし、必要に応じ隨時実施
サービス担当者会議	必要に応じて隨時実施

8、苦情を含む相談窓口

当事業所相談苦情窓口	079-267-7503	前項、 営業日、営業時間に準ずる
相談場所		利用者の自宅、当事業所の相談室
相談の方法		面談、電話、文書、FAX
相談担当責任者		三浦 加代子
姫路市介護保険課	079-221-2449	月～金（祝日除）9:00～17:00
兵庫県国民保険団体連合会	078-332-5618	月～金（祝日除）9:00～17:15

9、苦情処理

- ① あなたや居宅サービス提供者等から事情を聞きます。
- ② 管理者に報告し、対応策を検討します。
- ③ 検討した内容をあなたに伝えます。

10、担当者の変更等

- ① あなたが、現在利用されている担当者等の変更を希望された場合、事情を確認したうえで、必要であれば、サービス提供事業者に連絡し、あなたの意向を伝えます。
- ② 担当者等とは、あなたが、現在利用されている当事業所を含む居宅サービス事業者や福祉用具の種類等のことです。
- ③ 変更に当たっては、あなたに事業者等の情報を提供します。

11、契約書及び重要事項の変更

記載した内容に変更があった場合、あなたに書面を発行し、面談によって同意を得ます。

12、秘密保持

- ① 正当な理由なく、業務上知り得たあなたやご家族に関する秘密を漏らしません。
- ② この守秘義務は契約終了後や該当する従業者が事業所を退職した後も同様です。
- ③ あなたの個人情報を用いる場合、あなたの同意が必要となります。
- ④ あなたの同意が得られない場合、サービス担当者会議等で個人情報を共有することができませんので必要なサービスを一体化させることができず、あなたにとって有益ではありません。

13、家族等への連絡

希望があった場合、あなたに連絡するのと同様、ご家族等にも通知を行ないます。

14、情報の記録、保管、開示

- ① あなたの居宅介護支援の提供に関する記録をつけ、5年間保管します。
- ② あなたは、その居宅サービス実施記録等を閲覧し、又コピーの交付を受けることができます。
- ③ あなたが契約を解除した後に、他の事業者の利用を希望する場合、あなたが希望すれば、直近の居宅サービス計画等の情報を書面で交付します。

15、緊急時の対応

- ① 事故が発生した場合、ご家族、管理者、市町村等に報告します。
- ② 事故の状況を確認し、又、原因を解明し、再発防止策を検討します。

16、賠償責任

サービスの提供に伴って、事業所の責任があつた事由によって、あなたに損害を与えた場合、損害を賠償します。

17、賠償責任保険

- ① 保険の加入はしております。契約内容は②のとおりです。
- ② 業務適用内容：居宅サービス、居宅介護支援

18、留意事項

- ①あなたやご家族に対し、サービスの内容・提供方法等について、できるだけわかりやすく説明を行ないます。
- ① あなたから委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、誠実に業務を行ないます。
- ② 特定の事業者によるサービスを利用させることの見返りとして、該当する事業者から金品その他の財産上の利益を受けるようなことはしません。
- ③ 介護支援専門員は身分証明書を携行し、初回訪問時及びあなたやご家族から求められた時にはお見せいたします。